

第37回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 平成29年6月16日(金曜日)
午前10時

場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス
▶ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

目 次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3

(添付書類)

事業報告

Ⅰ 会社の現況に関する事項	5
Ⅱ 会社の株式に関する事項	13
Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項	14
Ⅳ 会社の役員に関する事項	15
Ⅴ 会計監査人に関する事項	19
Ⅵ 会社の体制および方針	20

計算書類

貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
個別注記表	29

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本	44
監査役会の監査報告書謄本	45

(株主総会参考書類)

議案 剰余金の処分の件	46
-------------------	----

株主総会会場ご案内図

全国保証株式会社

証券コード:7164

証券コード 7164
平成29年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石 川 英 治

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、平成29年6月15日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー4階
J Pタワー ホール&カンファレンス

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第37期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（46頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



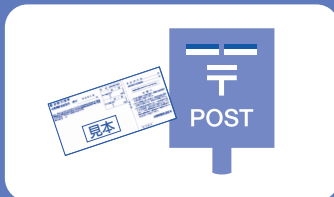
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

平成29年6月16日（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使

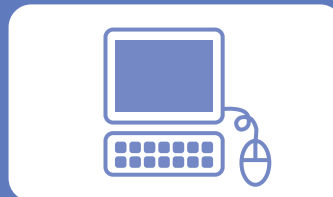


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年6月15日（木曜日）
午後5時

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<http://www.web54.net>]

行使期限

平成29年6月15日（木曜日）
午後5時

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
全国保証株式会社 御中

議決権行使個数 個

見本

全国保証株式会社

議案の賛否をご表示ください。

<議 案>

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

インターネット等*による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

- (2) 行使期限は、平成29年6月15日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- (3) インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
- (ご注意)
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**三井住友信託銀行株式会社**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先

電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

*議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、海外経済の動向に不透明感があるものの、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益にも改善の動きが見られ個人消費も底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。

住宅市場につきましては、日本銀行のマイナス金利政策、政府の住宅取得支援策などを受け、新設住宅着工戸数が前年度を上回り持ち直しの傾向となりました。住宅ローン市場におきましては、低水準な住宅ローン金利を背景として、金融機関による激しい案件獲得競争が続きました。

(2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社は、「保証事業の拡大」、「統合リスク管理制度の活用」ならびに「企業価値の向上」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

保証事業の拡大におきましては、既存提携金融機関による当社保証の利用率向上および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関による当社保証の利用率向上につきましては、当社保証商品・事務手続きに関する説明会や勉強会の企画・開催、その後のフォローアップなどの訪問活動を継続し取引拡大に努めたほか、金融機関との申込データ連携システムの開発・導入に向けた取り組みを開始いたしました。また、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。一方、未提携金融機関との新規契約締結につきましては、銀行業態を中心に外部保証の利用ニーズがある金融機関に対して積極的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行5行、信用金庫2金庫、JA9組合、労働金庫2金庫の合計18機関と契約締結に至りました。

統合リスク管理制度の活用におきましては、主要なリスクである信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの計量化を行い、リスク量の推移や変化にあわせた適切なリスク管理を行うため、継続的なモニタリングを実施いたしました。

企業価値の向上におきましては、働き方改革の推進や新人事制度の導入検討など、活力ある企業風土の醸成に努めたほか、内部統制システムの機能強化に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、営業収益は35,918百万円（前期比12.5%増）となりました。利益につきましては、営業利益は28,139百万円（前期比12.0%増）、経常利益は29,001百万円（前期比10.3%増）、当期純利益は19,530百万円（前期比13.5%増）となり、増収増益となりました。

なお、第37期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

区 分	平成25年度 第34期	平成26年度 第35期	平成27年度 第36期	平成28年度 第37期
提 携 金 融 機 関 数	692	709	726	738
新 規 保 証 実 行 件 数	54,129	54,422	64,228	71,777
新 規 保 証 金 額	1,145,458	1,208,434	1,501,805	1,689,725
期 末 保 証 債 務 残 高	8,616,377	9,159,733	10,000,122	10,890,638

（注）新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。

2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

3. 資金調達等についての状況

該当事項はございません。

4. 事業の譲渡等の状況

- (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

- (2) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

5. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

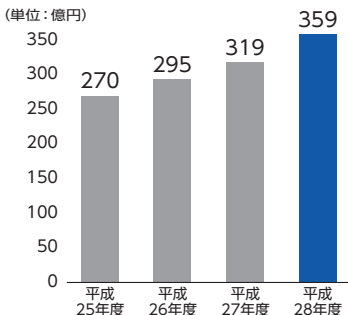
区 分	平成25年度 第34期	平成26年度 第35期	平成27年度 第36期	平成28年度 第37期
営 業 収 益	27,039	29,507	31,918	35,918
経 常 利 益	15,509	24,115	26,303	29,001
当 期 純 利 益	9,381	15,112	17,204	19,530
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	136円24銭	219円68銭	250円20銭	284円04銭
純 資 産	47,288	60,524	74,112	90,149
総 資 産	195,834	213,970	235,520	263,352

(注) 1. 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたものとして、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

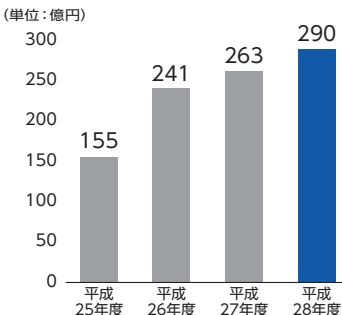
■ 営業収益

(単位：億円)



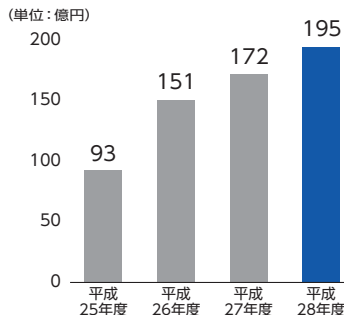
■ 経常利益

(単位：億円)



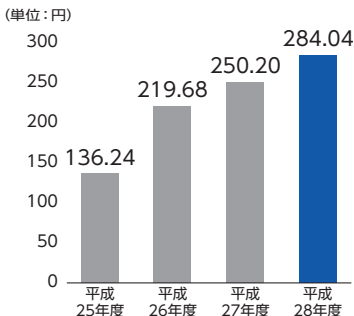
■ 当期純利益

(単位：億円)



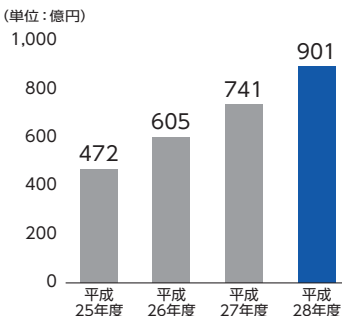
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



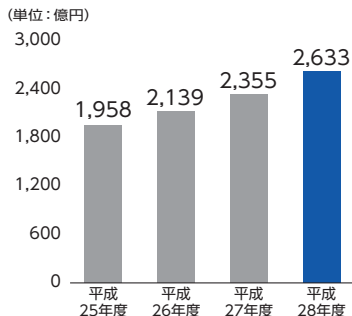
■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



6. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展へ貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および永続的な発展・成長を目指しております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略および課題

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場は縮小していくことが見込まれるものの、中期的には現在の新設住宅着工戸数の水準が維持されることや中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2017年度から2019年度の3年度を計画期間とする中期経営計画「Best route to 2020」を策定しております。この中期経営計画では、「今まで築き上げてきた事業基盤とネットワークを最大限に活用することにより、地域社会の発展に貢献し、住宅ローン保証会社としてトップたる地位を築くこと」をスローガンとし、①事業規模の拡大、②企業価値の向上、③事業領域の拡大（長期的課題）、の3つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

【事業規模の拡大】

当社の事業規模を持続的に拡大していくためには、730先を超える既存提携金融機関の当社保証の利用率向上に加え、未提携金融機関との新規契約締結が必要なものと認識しております。特に、住宅ローン取扱量が多い銀行業態につきましては、全国13の拠点網を生かしたきめ細やかなサービスの提供に加え、金融機関との申込データ連携など、付加価値向上の取り組みを進め、更なる取引深耕を図ってまいります。また、他保証会社の保証債務引き受けにつきましても、継続した情報収集を行い、ニーズの把握に努めてまいります。

一方、増加する業務量に対応するべく、業務プロセスの見直しやシステム化の推進を行い、業務効率化に取り組んでまいります。

【企業価値の向上】

当社の保証債務残高は10兆円を超える規模となっており、上場企業・信用保証会社としての社会的責任は益々増しているものと認識しております。信用保証会社としての強固な財務基盤の構築・株主還元の強化、働き方改革の推進などによる活力ある企業風土の醸成、内部統制システムの機能強化・充実、システム利用による業務の効率化推進などに継続的に取り組み、企業価値向上に努めてまいります。

【事業領域の拡大（長期的課題）】

当社の中核事業である住宅ローン保証事業は今後も着実な成長が可能と捉えておりますが、人口減少など当社を取り巻く長期的な外部環境を見据え、住宅ローン保証事業と相乗効果を生み出す新たな事業についての検討が必要なものと認識しております。当社の強みである提携金融機関のネットワーク、35年以上にわたり蓄積した豊富なデータ、住宅ローン審査・債権管理の業務ノウハウなどを活用した新たな事業を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

7. 主な事業内容

事業区分	区 分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 アパートローン保証 カードローン保証

8. 主要な事業所

区 分	店舗名・会社名	所 在 地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
	債権管理センター	東京都中央区
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都中央区

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
255名	17名（増）	34.7歳	7年7ヵ月

- (注) 1. 従業員とは執行役員2名を含む正社員を指し、社外への出向者8名を含んでおりません。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計86名を含んでおりません。

10. 主要な借入先および借入額

該当事項はございません。

11. 重要な親会社および子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はございません。

- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	900万円	100%	事務の請負・受託・代行業

- (注) 当社子会社は上記1社のみであり、非連結対象会社であります。

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

12. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

68,860,980株

3. 当事業年度末の株主総数

21,901名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	6,200,000	9.01
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,366,000	3.44
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,075,270	3.01
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	2.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,740,600	2.53
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定上場株式口）	1,273,800	1.85
株式会社富山銀行	1,109,900	1.61
全国保証従業員持株会	1,044,500	1.51

（注）持株比率は、自己株式307株および株式給付信託（J-ESOP）信託口が保有する99,650株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成26年6月20日	平成27年6月19日	平成28年6月17日
役員の保有状況	1,057個（3名）	739個（4名）	947個（4名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	1,057個（3名）	739個（4名）	947個（4名）
うち社外取締役	—	—	—
うち監査役	—	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 10,570株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
新株予約権の行使時に 払込をすべき金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月24日から 平成56年7月23日まで	平成27年7月23日から 平成57年7月22日まで	平成28年7月21日から 平成58年7月20日まで
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。 （i）相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 （ii）相続承継人は、相続開始後10ヵ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。 （iii）相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヵ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。		

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅳ 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(1) 会社役員の状況

(平成29年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
石 川 英 治	代 表 取 締 役 社 長	
松 田 勉	代 表 取 締 役 専 務 長 営 業 本 部	
山 口 隆	常 務 取 締 役 長 営 業 本 部	
青 木 裕 一	取 締 役 本 部 役 長 兼 経 営 企 画 部 長	株式会社全国ビジネスパートナー監査役
小 島 正 之	取 締 役 (社 外 取 締 役)	
小 林 榮 一 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	
藤 野 護	常 勤 監 査 役	
日 野 正 晴	監 査 役 (社 外 監 査 役)	弁護士 株式会社かんぽ生命保険 社外取締役
羽 田 靖	監 査 役 (社 外 監 査 役)	
目 黒 謙 一	監 査 役	

- (注) 1. 取締役 小島正之、小林榮一郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 日野正晴、羽田靖の両氏は社外監査役であります。

3. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当		
	異動前	異動後	異動年月日
山 口 隆	取 締 役 業 務 本 部 役 長	常 務 取 締 役 業 務 本 部 役 長	平成28年6月17日

4. 監査役 目黒謙一氏は、大蔵省（現 財務省）・金融庁における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
5. 取締役 小島正之氏、小林榮一郎氏ならびに監査役 日野正晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

区 分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2 名)	194百万円 (16百万円)	135百万円 (14百万円)	23百万円 (2百万円)	35百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (2 名)	43百万円 (14百万円)	36百万円 (12百万円)	6百万円 (2百万円)	一 (一)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4 名)	237百万円 (30百万円)	172百万円 (26百万円)	29百万円 (4百万円)	35百万円 (一)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額は、平成18年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等限度額は、平成18年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額20百万円以内と決議いただいております、賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
3. スtock・オプションとして取締役に支払う報酬額は、平成26年6月20日開催の第34回定時株主総会において、年額92百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
4. スtock・オプションの額は、Stock・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 当事業年度末日現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏 名 地 位	兼職その他の状況	当該他の法人等との関係
日 野 正 晴 (社外監査役)	弁護士	兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社かんぽ生命保険 社外取締役	

(2) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	発言状況
小 島 正 之	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に金融業界における豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を生かして取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
小 林 榮 一 郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に金融業界における経営者としての豊富な経験と高い見識を生かして、取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
日 野 正 晴	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に法曹としての専門的見識・豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
羽 田 靖	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(3) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社役員（社外役員を除く）および当社業務執行者ならびに当社特定関係事業者の業務執行者は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

3. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役であるものを除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、小島正之、小林榮一郎、日野正晴、羽田靖、目黒謙一の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度の監査実績と当事業年度の監査計画を比較して、監査内容、監査時間が妥当であること、また、他上場企業の監査報酬と比較して妥当な水準であることであります。
2. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 責任限定契約

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月14日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」を制定し、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
 - ②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
 - ③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
 - ④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応をする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
 - ②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、各種リスクの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

- ②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
- ③「緊急事態対策規程」に基づき、緊急対策本部の設置など体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、事態の早期収拾を図り、損害を最小限に抑えるなど、業務の再開・継続を図る危機管理体制の強化・充実を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - ②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、每期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
 - ③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取り締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
 - ④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
 - ⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの構築を目指し、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導、支援を実施し、これらを含めた子会社取締役の親会社への報告システムを確立する。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。ただし、監査役スタッフが他の業務を兼務する場合、監査役の指揮命令は監査役の監査を補助する職務に限る。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、子会社における法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を当社に速やかに報告する体制を整備する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- (10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。

(12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制

- ①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
- ②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
- ③財務報告に係る内部統制体制については、以下のとおりとする。
 - イ.内部統制が有効に機能するよう、内部統制体制の整備その他関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
 - ロ.職務の分掌については「業務分掌規程」において明確化する。また、権限や職責を「職務規程」において適切に分担する。
 - ハ.経営方針や取締役の指示が、職員に伝達され、かつ、不正や誤謬等が取締役および組織内の適切な管理者に適時・適切に伝達される仕組みを構築する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
- ②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

- ・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。
- ・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

- ・リスク管理委員会を原則月1回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理態勢の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。
- ・自然災害、大事故および不祥事等により引き起こされる緊急事態が発生した場合に、緊急対策本部を設置することなどを定めた「緊急事態対策規程」を整備し、事態に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。
- ・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

- ・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを1名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。

- ・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月1回の会合を設け、意見交換を実施しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	196,872
現金及び預金	172,852
求償債権	11,481
有価証券	4,822
金銭の信託	10,058
未収入金	378
前払費用	31
繰延税金資産	3,372
その他	232
貸倒引当金	△6,355
固定資産	66,479
有形固定資産	196
建物	204
減価償却累計額	△131
車両運搬具	56
減価償却累計額	△32
工具、器具及び備品	362
減価償却累計額	△267
土地	4
無形固定資産	363
ソフトウェア	302
ソフトウェア仮勘定	57
その他	3
投資その他の資産	65,919
投資有価証券	54,053
関係会社株式	9
長期預金	10,000
長期前払費用	66
前払年金費用	14
繰延税金資産	1,159
その他	616
資産合計	263,352

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	27,609
前受収益	14,552
預り金	28
未払金	916
未払法人税等	4,701
賞与引当金	233
債務保証損失引当金	7,079
株主優待引当金	84
その他	11
固定負債	145,592
長期前受収益	145,543
株式給付引当金	48
負債合計	173,202
(純資産の部)	
株主資本	90,021
資本金	10,684
資本剰余金	618
資本準備金	618
利益剰余金	78,985
利益準備金	2,055
その他利益剰余金	76,930
債務保証積立金	57,300
繰越利益剰余金	19,630
自己株式	△267
評価・換算差額等	36
その他有価証券評価差額金	36
新株予約権	91
純資産合計	90,149
負債及び純資産合計	263,352

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
収入保証料	35,765	
その他	152	35,918
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,676	
貸倒引当金繰入額	△645	
給料手当及び賞与	1,555	
賞与引当金繰入額	233	
減価償却費	203	
その他	3,755	7,778
営業利益		28,139
営業外収益		
受取利息	127	
有価証券利息	561	
受取配当金	154	
その他	61	904
営業外費用		
金銭の信託運用損	30	
支払手数料	11	
その他	1	42
経常利益		29,001
特別損失		
投資有価証券売却損	119	
投資有価証券評価損	380	500
税引前当期純利益		28,501
法人税、住民税及び事業税	8,294	
法人税等調整額	675	8,970
当期純利益		19,530

株主資本等変動計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					債務保証積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,684	618	618	2,055	43,900	17,287	63,242	△267	74,278
当期変動額									
剰余金の配当						△3,787	△3,787		△3,787
債務保証積立金の積立					13,400	△13,400	－		－
当期純利益						19,530	19,530		19,530
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	13,400	2,343	15,743	△0	15,743
当期末残高	10,684	618	618	2,055	57,300	19,630	78,985	△267	90,021

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△221	△221	56	74,112
当期変動額				
剰余金の配当				△3,787
債務保証積立金の積立				－
当期純利益				19,530
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	257	257	35	293
当期変動額合計	257	257	35	16,036
当期末残高	36	36	91	90,149

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

求償債権以外の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収入保証料	主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の料率で収入保証料を算出する方法）により収益計上しております。 その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の料率で収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。
-------	---

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。
-----------	---

3. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 追加情報

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度266百万円、99,650株、当事業年度266百万円、99,650株であります。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	10,890,638百万円
債務保証損失引当金	7,079 //
差 引	10,883,559百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	16百万円
短期金銭債務	11 //

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引(支出分)	251百万円
-----------	--------

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,860,980	－	－	68,860,980

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	99,890	67	－	99,957

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J－E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ99,650株含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加 67株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	3,787	55.00	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(注) 平成28年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－E S O P)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,269	62.00	平成29年3月31日	平成29年6月19日

(注) 平成29年6月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－E S O P)が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	91
合計		—	—	—	—	91

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	921百万円
未払事業税	178 //
賞与引当金	71 //
債務保証損失引当金	2,184 //
株主優待引当金	26 //
再保証料	1,073 //
ソフトウェア	59 //
ソフトウェア仮勘定	23 //
投資有価証券評価損	146 //
資産除去債務	10 //
前受収益	3 //
株式給付引当金	14 //
その他有価証券評価差額金	8 //
新株予約権	28 //
その他	23 //
繰延税金資産 小計	4,774百万円
評価性引当額	△212 //
繰延税金資産 合計	4,562百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△23 //
その他	△2 //
繰延税金負債 合計	△30百万円
繰延税金資産の純額	4,531百万円
うち、流動資産の計上額	3,372百万円
うち、固定資産の計上額	1,159 //

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、金銭の信託及び投資有価証券であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、主に国内債券、外国債券、国内株式及びＪ－ＲＥＩＴ等を運用の対象としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に国債・公債・事業債及び株式等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の実行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券及び投資有価証券等の時価を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)を参照ください）。
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	172,852	172,852	—
(2) 求償債権 貸倒引当金（※）	11,481 △6,355		
	5,125	5,125	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	23,584	26,619	3,034
社債	21,845	21,754	△91
その他	2,500	2,485	△14
② その他有価証券			
株式	2,030	2,030	—
その他	8,267	8,267	—
(4) 金銭の信託	10,058	10,058	—
(5) 長期預金	10,000	9,560	△439
資産計	256,265	258,755	2,490
(1) 未払法人税等	4,701	4,701	—
負債計	4,701	4,701	—

(※) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	23,584	26,619	3,034
	社債	11,539	11,658	118
	その他	—	—	—
	小計	35,124	38,278	3,153
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	10,305	10,096	△209
	その他	2,500	2,485	△14
	小計	12,805	12,581	△224
合計		47,930	50,860	2,929

- ② その他有価証券の当事業年度中の売却額は1,899百万円であり、売却損の合計額は119百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	822	590	231
	その他	—	—	—
	小計	822	590	231
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,207	1,307	△99
	その他	8,267	8,342	△74
	小計	9,475	9,649	△173
合計		10,297	10,239	58

- ③ 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券の株式について380百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	356
組合出資金（※）	291
子会社株式（※）	9
合計	656

（※）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	172,852	—	—	—
(2) 求償債権（※）	—	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,420	5,980	8,200	7,710
社債	400	5,700	13,140	2,000
その他	1,000	—	1,500	—
② その他有価証券				
その他	2,000	1,960	400	—
(4) 金銭の信託	10,058	—	—	—
(5) 長期預金	—	—	—	10,000
合計	187,731	13,640	23,240	19,710

（※）求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

14. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

15. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

16. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

17. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,309円73銭
1株当たり当期純利益金額	284円04銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	283円94銭

(注1) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

1株当たり当期純利益金額	
損益計算書上の当期純利益	19,530百万円
普通株主に帰属しない金額	－ //
普通株式に係る当期純利益	19,530 //
普通株式の期中平均株式数	68,761,034株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	24,570株
(うち新株予約権)	(24,570株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり

当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は99,650株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、99,650株であります。

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

19. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

20. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△5百万円
退職給付費用	67 //
制度への拠出額	△76 //
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高	△14百万円

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	584百万円
年金資産	△599 //
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△14百万円

前払年金費用	△14百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△14百万円

(c) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	67百万円
----------------	-------

(2) スtock・オプション等に関する注記

① スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業費用 35百万円

② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成27年6月19日	平成28年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
付与日	平成26年7月23日	平成27年7月22日	平成28年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年7月24日～平成56年7月23日	平成27年7月23日～平成57年7月22日	平成28年7月21日～平成58年7月20日

(b) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年3月期)において存在したスtock・オプションを対象とし、スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成27年6月19日	平成28年6月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	9,470
失効	—	—	—
権利確定	—	—	9,470
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	10,570	7,390	—
権利確定	—	—	9,470
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	10,570	7,390	9,470

(ii) 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成27年6月19日	平成28年6月17日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	－	－	－
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274	3,758

③ 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(a) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(b) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	44.7%
予想残存期間	(注) 2	8.2年
予想配当	(注) 3	55円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.33%

(注) 1. 平成24年12月19日から平成28年7月11日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。

3. 平成28年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年5月10日

全国保証株式会社

監査役会

常勤監査役

藤 野

護 ⑨

社外監査役

日 野 正

晴 ⑨

社外監査役

羽 田

靖 ⑨

監 査 役

目 黒 謙

一 ⑨

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議

案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金62円 総額4,269,361,726円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月19日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 15,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 15,300,000,000円

以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場： **JPタワー ホール&カンファレンス**

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 4階

交 通： J Rをご利用の場合 **J R東京駅** 丸の内南口 徒歩 1分

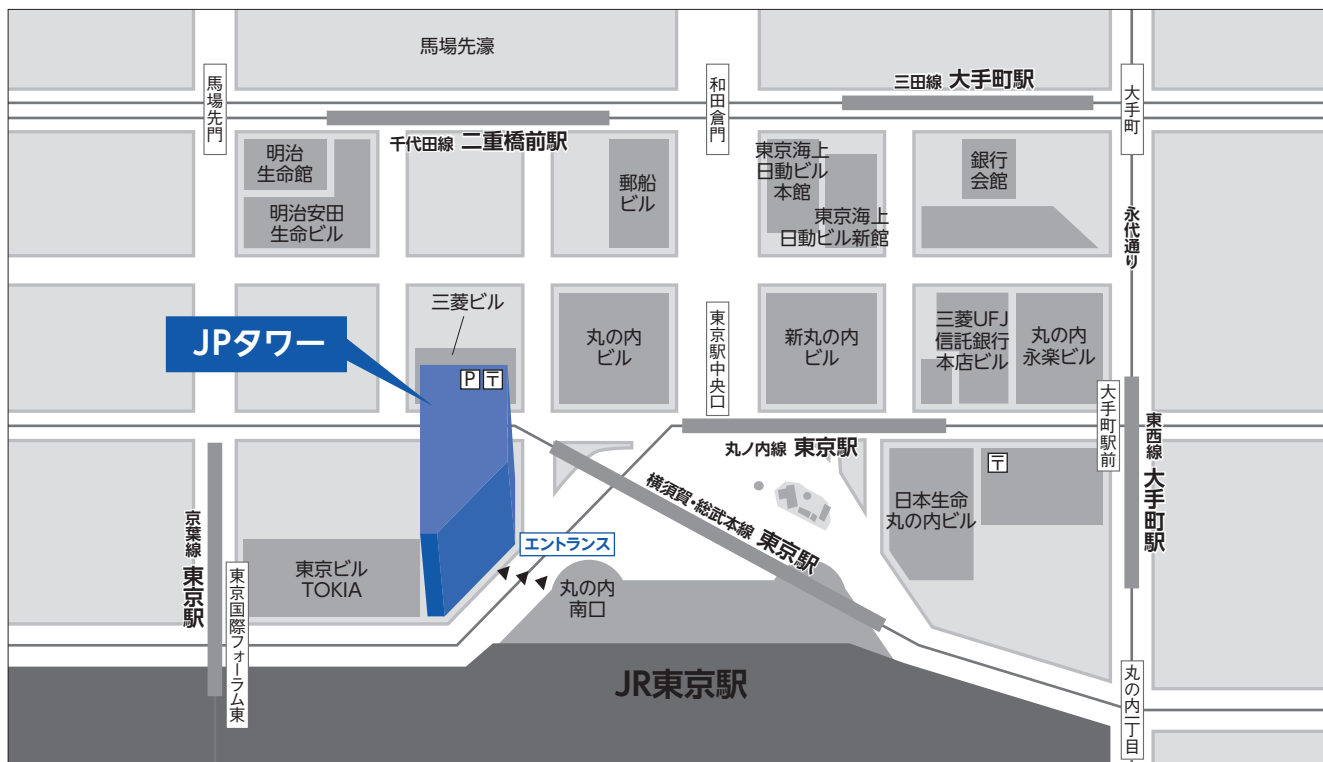
丸の内地下南口 地下道直結

地下鉄をご利用の場合 東京メトロ 丸ノ内線 **東 京 駅** 地下道直結

東京メトロ 千代田線 **二重橋前駅** 徒歩 2分

都営地下鉄 三 田 線 **大 手 町 駅** 徒歩 4分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
商業施設『KITTE』内にあるエレベーターもしくはエスカレーターで4階までお越しください。



全国保証株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル24階
TEL：03-3270-2300 (代表)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

